

R8 第 1 回小委員会(6/4)での主な論点と意見対応表

1. 主な論点

- (1) 文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて
- (2) 色彩基準の見直しについて

2. 主な意見

議題 (1) (2) の主な意見について整理した。

(1) 文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて

①協議の実効性の担保

- ・アドバイザーの立場からすると、屋外広告物は不調になる案件が非常に多い。その実効性をどのように担保するのが大事で、条例で罰則みたいなものを検討できないか。
- ・指導した内容を聞いてくれる方もいるので協議の意義はあると思うが、何割ぐらい聞いてくれているのか事業評価として持っておいた方がよいのではないかな。
- ・罰則は難しいと思うが、不調の場合、行政は公表しているのか。協議実績として不調があった場合は少なくとも件数くらいは公表した方がよいのではないかな。
- ・区民の共感を醸成するためにも、申請数に対する不調件数など情報開示が必要である。

②立場に応じた指導

- ・広告会社はオーナーから言われたものを出しているの、指導した内容をオーナーに通しづらく、反映されることが少ないのではないかな。
- ・更新時に広告事業者が手続きをしておらず、オーナーも知らない場合がある。
- ・それぞれの立場に応じたメッセージのようなものが出せないかな。

③ガイドラインの構成

- ・従来のガイドラインと主従の関係が入れ替わっている。申告や協議の枠組み（フロー図）を最初に整理した方がよいのではないかな。

④エリア別の考え方

- ・エリア別は用途地域ではなく、文京区の景観特性にあわせて、歴史文化財エリアの近くに掲出するものはちゃんと意識してほしいといった方がよいのではないかな。
- ・商業・近商をにぎわい・活気とすると、逆手に取られて設置してしまうのではないかな。
- ・色彩は特徴的な地区（文化財庭園等景観形成特定地区、根津景観形成重点地区）を取り出して基準を設けているので、屋外広告物についても、例えば拠点に限るなどのエリア分けでよいのではないかな。

⑤アートの広告物

- ・東京ドームシティビジョンズのデジタルサイネージのようなものなど、一概に音というのも色々ある。仮囲いで少し触られているが、アートのなもので比較的公共性の高いものへの扱いを明記してもよいのではないか。
- ・事例みたいなところで、書き方は考慮の余地があるが、なかなか判断は難しいと思う。

⑥デジタルサイネージの大きさ等

- ・デジタルサイネージは設置位置（高さ）と大きさの関係を議論できないか。東京ドームに公共の歩道から目に入る場所で大画面のものが設置され動画が流れている。
- ・デジタルサイネージは東京都屋外広告物条例で示されている各種広告物の大きさでよいのか。

⑦全体のバランス・集約

- ・壁面広告物が複数掲出されていたり、様々な広告物がセットで同じ内容が何回も掲出されている事例が多いため、全体を含めて繰り返しをしない、控える、バランスを見るなど明記した方がよいのではないか。

(2) 色彩基準の見直しについて

⑧特例

- ・色彩基準の例外規定に自然素材とあるが、長大な壁面に自然に寄せた製品（木目調のサイディング等）の使用はやめてもらいたい。

⑨根津景観形成重点地区の明度基準の上限

- ・「根津景観形成重点地区」の外壁色の明度基準を、「明度2以上」という基準から「3以上8.5未満」としており相当踏み込んでいると思う。根津は黒っぽい壁面を推奨している背景もあるので、「8未満」としても良いのではないか。また、白っぽいサイディングも明度でコントロールできるのではないか。

⑩根津景観形成重点地区の明度基準の下限

- ・「根津景観形成重点地区」の外壁色について、明度「2以上」で問題になっているもの、「3未満」で問題なく通過しているものはあるのか。
- ・暗い色を推奨したいのであれば、自然素材（マンガン系のレンガタイル等）を使ってもよいので、明度「2以上」でも良いのではないか。

⑪特例の仕組み

- ・「文化財庭園等景観形成特別地区」の外壁色について、現行の基準を定める際に、明度「4以上」としてしまっただが、委員が暗い方が良いといった場合に実現できるルートを規定として作った方がよいのではないか。
- ・景観計画等で遠隔的にコントロールするには限界がある。個別審査みたいな仕組みとする方がよいのではないか。

3. 令和8年度第1回景観づくり審議会小委員会の主なご意見に対する対応

項目	意見	対応（案）
1	●協議の実効性の担保 アドバイザーの立場からすると、屋外広告物は不調になる案件が多い。その実効性をどのように担保するのが大事で、条例で罰則みたいなものを検討できないか。 指導した内容を聞いてくれる方もいるので協議の意義はあると思うが、何割ぐらい聞いてくれているのか事業評価として持っておいた方がよいのではないかな。 罰則は難しいと思うが、不調の場合、行政は公表しているのか。協議実績として不調があった場合は少なくとも件数くらいは公表した方がよいのではないかな。 区民の共感を醸成するためにも、申請数に対する不調件数など情報開示が必要である。	○申請数に対する不調件数について、今後、公表するなど仕組みについて検討する。
2	●立場に応じた指導 広告会社はオーナーから言われたものを出しているのだから、指導した内容をオーナーに通じづらく、反映されることが少ないのではないかな。 更新時に広告事業者が手続きをしておらず、オーナーも知らない場合がある。 それぞれの立場に応じたメッセージのようなものが出せないかな。	○国土交通省のHPより「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」・「まちとつながるサイン（本編）」・「まちとつながるサイン（事例編）」のQRコードを記載する。
3	●ガイドラインの構成 従来のガイドラインと主従の関係が入れ替わっている。申告や協議の枠組み（フロー図）を最初に整理した方がよいのではないかな。	○これまでの協議の流れや主従関係を変更するものではなく、「共通」「種類別」は並列で両方確認頂くことを目的に作成していた。構成はこれまでの流れに沿って元の順番に戻す。

4		●エリア別の考え方 エリア別は用途地域ではなく、文京区の景観特性にあわせて、歴史文化財エリアの近くに掲出するのはちゃんと意識してほしいといった方が良いのではないかな。 商業・近商をにぎわい・活気とすると、逆手に取られて設置してしまうのではないかな。 色彩は特徴的な地区（文化財庭園等景観形成特定地区、根津景観形成重点地区）を取り出して基準を設けているので、屋外広告物についても、例えば拠点に限るなどのエリア分けで良いのではないかな。	○エリア別を「特徴的な地区」とし、文化財庭園等景観形成特定地区、根津景観形成重点地区における景観の考え方や配慮事項示すこととする。（文化財庭園等景観形成特定地区は景観計画の再掲） ○拠点の追加については、現地調査を実施後に検討する。
5	文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて	●アートの広告物 東京ドームシティビジョンズのデジタルサイネージのようなものなど、一概に音というのも色々ある。仮囲いで少し触れているが、アートのものでも比較的公共性の高いものへの扱いを明記してもよいのではないかな。 事例みたいところで、書き方は考慮の余地があるが、なかなか判断は難しいと思う。	○コラムの中に、パブリック・アートとして追加を検討する。
6		●デジタルサイネージの大きさ等 デジタルサイネージは設置位置（高さ）と大きさの関係を議論できないか。東京ドームに公共の歩道から目に入る場所で大画面のものが設置され動画が流れている。デジタルサイネージは東京都屋外広告物条例で示されている各種広告物の大きさでよいのか。	○デジタルサイネージについては、景観上影響が大きいことから、大きさ、設置高さに関する景観配慮事項を追加する。 ○東京都屋外広告物の大きさや設置高さ等について準拠することを明記する。
7		●全体のバランス・集約 壁面広告物が複数掲出されていたり、様々な広告物がセットで同じ内容が何回も掲出されている事例が多いため、全体を含めて繰り返しをしない、控える、バランスを見るなど明記した方がよいのではないかな。	○基本方針の項目で、公共空間における屋外広告物のあり方（単体～屋外広告物相互～建築物との関係・全体のバランス～街並み）についてイラストで分かりやすく説明する。
8	色彩基準の見直しについて	●特例 色彩基準の例外規定に自然素材とあるが、長大な壁面に自然に寄せた製品（木目調のサイディング	○現状、例外規定の自然素材にフェイク素材は含めていない。色彩基準に準拠している場合は認めている。

		等)の使用はやめてもらいたい。	
9		●根津景観形成重点地区の明度基準の上限 「根津景観形成重点地区」の外壁色の明度基準を、「明度2以上」という基準から「3以上8.5未満」としており相当踏み込んでいると思う。根津は黒っぽい壁面を推奨している背景もあるので、「8未満」としても良いのではないか。また、白っぽいサイディングも明度でコントロールできるのではないか。	○日頃の景観協議において、「根津景観形成重点地区」では他地区よりも明度を一段と下げるよう求めている背景を踏まえ、色彩基準を「2以上8以下」に設定する。
10		●根津景観形成重点地区の明度基準の下限 「根津景観形成重点地区」の外壁色について、明度「2以上」で問題になっているもの、「3未満」で問題なく通過しているものはあるのか。 暗い色を推奨したいのであれば、自然素材（マンガン系のレンガタイル等）を使ってもよいので、明度「2以上」でも良いのではないか。	
11		●特例の仕組み 「文化財庭園等景観形成特別地区」の外壁色について、現行の基準を定める際に、明度「4以上」としてしまったが、委員が暗い方が良いといった場合に実現できるルートを規定として作った方が良いのではないか。 景観計画等で遠隔的にコントロールするには限界がある。個別審査みたいな仕組みとする方がよいのではないか。	○運用面に対応、および「色彩基準の例外」に内容を追加する。